

## 令和7年度 第4回「はばたきプラン21」推進会議 議事録

日 時:令和8年3月30日(月)午後3時～午後4時55分

場 所:台東区根岸五丁目施設 2階会議室

出席者:手打会長、池谷副会長、針谷委員(※)、富永委員(※)、榎本委員、三枝委員(※)、  
山下委員、根岸委員、木村委員、高野委員  
(※はオンライン参加)

欠席者:木寺委員、矢吹委員、永田委員、北島委員、宇田川委員、井上委員

傍聴者:なし

事務局:関根男女平等推進プラザ長、山野井男女平等推進担当係長、関人権・多様性推進係長、  
池田男女平等推進プラザ主任主事、小池男女平等推進プラザ主事

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 題

#### (1)「はばたきプラン21」推進会議委員名簿

・事務局より資料1に基づき、委員の出欠席状況及び委員の交代について説明があった。

#### (2)第5次台東区男女平等推進行動計画「はばたきプラン21」

令和6年度(2024年度)進捗状況に対する評価(案)

・事務局より資料2に基づき、施策(1)から(5)までの説明があった。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** 次のページをご覧ください。次のページの前に、女性の就業雇用や企業の機会拡大ということで、池谷副会長より「女性活躍推進法の協議会設置について」、台東区への対応、現状についてご質問が別途ありましたので、ここでご説明をさせていただきます。ご存知かとは思いますが、女性活躍推進法は2015(H27)年に成立し10年間の時限立法でした。昨年法改正がございまして、2036年までの10年間、期間が延長されております。当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めることが規定されておまして、こちらの「はばたきプラン21」の基本目標2、こちらの中が「台東区女性活躍推進計画」として、台東区の中の計画として位置付けられております。第2回の会議でもご説明いたしましたけれども、第5次計画の新規事業として掲げておりましたが、結論として協議会自体は設置できておりません。こちらに関してなんですけれども、この協議会というのが、女性活躍推進法における取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関による協議会を組織できる規定となっております。そのため、台東区におきましては、就業等に関する部署というのが産業を所管しているところで担当しておまして、その会議体が既にハローワークとか商工会議所が集まって会議する組織というのが既にごございまして、法律で、ですね、努力義務とかすべきだとかってなっていれば理由付けが簡単なんです、先ほど申し上げたとおり10年

ごとの時限立法ということと、区で似たような組織、他の委員の方からも第2回の説明の時には、他があるからいいのか、ってご意見もいただいたんですけども、どうしてもこの組織になりますと、区議会とかを通した規則になるので、どうしても庁内のオーソライズというのが、他であるでしよってなった時につくることが必要性とか根拠というのがなかなか進まずに、第5次計画では設置できなかったという実情でございます。ただ、他であるからとか、ないからいいでしよって訳では勿論なくですね、この制度、法の趣旨だとかこちらの女性活躍の基準とかが300人から100人になったとか、そういうことで注視されております。こちら、東京都の方でも、この女性活躍推進法に関して、また新しい条令、東京都でもつくっておりますので、その辺りを鑑みまして台東区でも注視していきたい、もしなでしたら、根岸委員が商店街連合会からご参加もいただいておりますので、ここの組織体で何かできないか、こちらの会議体自体、条令で学識経験者何名とか区民何名って決まっているものなので、その辺りこちらのメンバーがいるのだ、ということをもう少しですね、庁内及び区議会に通せるような、制度設計をつくりまして、引き続き検討とさせていただきます、と思っております。

・続いて事務局より、資料2 施策(6)から(7)までの説明があった。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** ここでまた、池谷副会長の方からですね、「困難女性支援法の支援調整会議設置」について、台東区の対応や現状についてということでご質問がありましたので、担当より説明をさせていただきます。

**事務局(男女平等推進係長)** 困難女性支援法の方はですね、令和6年4月に施行されたんですけども、台東区の方では令和7年4月から、困難女性の支援の窓口を改めて設置するということになりました。もともと困難な女性に対しては、いろいろな課で精神障害とかご病気の方とか、或いは生活困窮の方、それから就職難、就職にありつけない方とか、いろんな方の支援をしている訳なんですけれども、特に行政の方でやっていなかったのが、18歳を超えて児童相談所や子ども家庭支援センターの範疇ではない、子が親からの暴力で避難している方、それから性暴力、性搾取などで避難してきている方、訴えてるという方の窓口がなかった訳なんです。それをこちらの相談室の方で出来ることとなって、女性支援法に基づく、女性支援法って、困難女性支援法のことなんですけれども、女性支援法に基づく新たなメニューというのを揃えまして、7年度からいろんな新規事業を行っております。その一つとして、困難女性に基づく支援調整会議というのが国の方で枠組みがございまして、三層構造でやられている訳なんですけれども、国、都道府県は必須なんです、区市町村は努力義務となっております。台東区は7年4月から、こちらの方で支援調整会議を、努力義務なんですけれども、二層構造で実施するというメニューにいたしまして、全体会、それと個別ケースを検討する個別支援会議を行っております。全体会の方は池谷委員からございました、配偶者暴力対策連携会議、これは警察などが入る会議なんです、こちらの方を支援調整会議の全体会とされまして、実施しております。ついこの間実施したんですけども、国の方の枠組みの中でですね、困難女性に対する支援については、官民連携してやりましょうと、民間と連携してやっていくということが示されていますので、今年度からですね、民間の支援団体さん

を呼びまして、そちらから、今年度はですね、若年層の特に困難女性ですね、特に新宿のト一横とかで、居場所がなくて家から出てきている女性とかそういった子ども達、子ども達ってというか子ども達、若年層から大人に至るまで支援している団体があるんですけども、そちらを呼んでですね、なぜ行政とその若年に向けて、若年の特に性搾取とか性風俗の夜職についている方達が繋がらないのかっていうのを発表してもらったり、令和6年の8月から実施しています、SNS 相談の方で、統計とか事業概要を説明すると共にですね、そこに来ている DV 被害者とか困難女性の事例は発表してもらったりするなどして、警察、それから関係課とこういったものが行政の方ではなかなか窓口につながっていないっていても、こういった課題があるんだよっていうことを共有いたしました。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** ありがとうございます。資料2の説明に戻らせていただきます。

・続いて事務局より、資料2施策(8)、(9)説明前に山下委員入室、施策(9)から(10)まで、計画促進の基盤「ジェンダーの視点による区政運営の促進」の3つの計画目標について説明があった。

・委員からの意見・質問等は次の通り。

**手打会長** ありがとうございます。それではですね、順次ご意見を伺ってまいりたいと思います。総評のところはですね、最後にいたしまして、施策(1)から順にですね、評価(案)について、皆様方のご意見を伺いたいと思います。それでは初めに施策(1)男女平等意識の形成の評価(案)ですね。これにつきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。これまでの議論につきまして、かなり手が入っております。今説明があって改めてみたところですね、これとこれはどうなんだとかですね、ご意見がありましたら是非お願いしたいと思います。そうですね、施策(1)のところは、達成されているということですね。それでは順次進めていって、戻ってくるということも勿論考えて必要ならばそうしたいと思いますけれども、次にですね、施策の(2)ですね、意思決定過程への男女平等参画の推進ですね、評価(案)についてご意見、ご質問がありましたらお願いします。はい、どうぞ。

**木村委員** 一番最初のもので、評価のところの下から2行目のところで赤字で、合わせて、教職員や保育士等対象とした研修ってあるんですけども、小さい時、教育の場において、子ども達に教える人が理解していないと、ということで、これを研修においてね、どんどんやっていくってことは素晴らしいことだと思うんですね。この後に、DV のところで、デート DV っていう言葉があると思うんですけども、今ちょうど正にちょっと悲しい出来事が池袋であったと思うんですけども、本当にデート DV っていろいろな言葉の意味にもなっているんですけども、主に束縛するのもそうですし、こんなことも精神的な DV なんだよみたいなそういう、子ども達が理解できるような社説を見たことがあるんですけども、教育の場でいろんな、最初子ども達に意識付けできるってことが素晴らしい取組だと思いますので、今後に期待しております。

**手打会長** はい、ありがとうございます。そうですね、本当に。今のご意見、今の状況、世相の中で、ですね、どう対応していくかということでございますけれども。

**木村委員** SNS って結構若い方からの相談ありますか。

**事務局(男女平等推進係長)** SNS 相談はですね、従来型としたら面談、オンラインでずっと相談をやっているんですけど、SNS の数字を見るとかなり、20 代、30 代がメインなのか 40%くらいです。

**木村委員** 若い人は SNS って相談しやすいですね。

**事務局(男女平等推進係長)** そうですね。

**手打会長** どうもありがとうございます。これは全体的に、今ここで発言していいかどうか迷ったんですけど、施策(2)につきましてはですね、言ってみれば制度の問題なんですよ。これについて、積極的差別是正措置ですよ、求めたいといった時に、それが誰に対して依頼するんですか。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** こちらの計画はあくまでも、台東区の男女平等推進行動計画になりますので、まず一時的には、この評価案が出来ました、こういうことで進めていってくださいというのは、区の関係部署をまず最初にいくところだと思うんですね。そこが教育のところだったり保育だったり、こちらの課でやっている女性相談であったりっていうかたちになると思いますので、ある意味、草の根運動的な部分というのは否めないのかなと。大掛かりにということよりは、各関係課がそれぞれこちらの計画に基づいた意識をして、取り組んでいっていただくというかたちで進んでおりますので区としても。

**手打会長** あくまでも、これは強い縛りではなくて、それぞれの課が。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** それぞれの課が方向性をもって、あくまでも課題解決の中の。

**手打会長** それが次の計画の方でとなってくるわけですね。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** はい。

**手打会長** 全体的に今私としては、ご質問、その報告の評価ですね、言ってみればどの程度強制力というのがあるのかなと。それが、あくまでも我々として、はばたきプランとしてはこう考えますよと、あとの指針については、各部署にお任せということなんですね。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** 計画を立てるときに、区からはばたきのこちらの会議にですね、どういう計画立てたらいいですかということで、答申というか諮問規程はありまして、会としてこういう計画だとか、これが課題だとかということで、2年前だと思んですけど、お答えをいただいて、それに基づいて令和7年度に始まった第6次計画というのが出来あがっております。そういったところで、あくまでもこういったものを積み上げていっていただきまして、次の計画では今これが課題ですよとか、そういう部分においての答申、あとは例えばこの会議体で先ほどの協議会もそうなんですけど、台東区の実績に基づいて、ここは本当に課題であるということが例えば、どこか事件があったとか何があったとかいう、どういうきっかけで出せばいいかっていうのは、具体的には今思いつきませんけれども、こちらの会議体としてはあくまでも区長の付属機関でございますので、何かしらのご意見、ただどうしてもやはり、なんて言うんですかね、ノルマ達成というか、数値達成という見えない部分のものがどうしても多いので、啓発っていても、じゃあ啓発受けた方が必ず全てそれに基づいて行動出来るかっていうその辺りも難しいところは勿論ありますので、引続き啓発してってね、教育してってねっていうかたちで進めていっていただくしかないのかなど。そういう意味においての強制力というか、洗脳じゃないですけど、これを教えたからその教わった方がその通り全てなるかっていうと、どうしてもいろんな方がいらっしゃいますので、そういった意味での強制力というのは少し、こちらの場での表現としては出来ないのかなっていうふうには思っております。ただ、出来ないからいいって勿論ない訳で、ここが課題です、こうした方が良いと思いますということは発信する、そういうことを議論していただける場となっていただければと思いますので、引続きよろしく願いいたします。

**池谷副会長** 今年度やろうということではないので、あくまでも思いついたものなんですけど、私たちの中で出来ることがあるとしたら、例えばこの意思決定過程への状況について、特にパーセンテージの低い審議会の名前を具体的に評価の文面に入れていくとか、そうするとそれは全体の評価の中で具体的な名前が出てくるんで、多分そうすると担当課はちょっとまずいかなっていうふうに思うんじゃないかというふうに思いますので、今年度じゃなくて、今後そういうようなやり方で、どこへもっと推していくべきなのかっていう温度差をこちらの話し合いの中でもつけていく必要があるかなというふうに思います。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** ありがとうございます。

**手打会長** 他によろしいですか。この施策(2)につきましては、それでは続きまして、施策(3)ですね、男女平等参画の視点に立った防災・復興体制の確立に移りたいと思います。

これは原案で、ですね、よろしいかとは思んですけども、ここで確認ということですね、女性の視点を取り入れた防災対策が行われていると感じる人の割合が未達成で、これは策定時16.3%が6.7%ってかなり減っている訳ですね。他にもこういうところがあるんですけども、それをどういうふうに見るかっていうことで、ですね。要するに女性の視点を取り入れた防災・復興体制が行われていないと感じている一方で、地震や自然災害の増加による意識向上やジェンダーへの理解向上の表れとも言えるという、つまり、数値が下がっているということが一面的に否定的な、ではな

いということをお願いしたいんだということですから、もうちょっとその意図を表すとしたら、どういうふうに伝えられるかなということですね、要するに地震や自然災害の増加による意識向上やジェンダーへの理解向上によりですね、向上が進んだことによって体制の不備ということ認識する、そういう意識といいますか、が高まって結果として、この6.7%って数字を見る必要があるんじゃないかと。だから後半の方ですね、のところをもうちょっと何か補強した方がいいのかなというふうにこれ読んでて思ったところです。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** 確認させてください。地震や自然災害の増加による意識向上やジェンダーへの理解向上により、体制の不備を認識する意識が高まったものと言える。

**手打会長** そう、というふうに、今考えているところです。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** わかりました。針谷先生の方から、施策(3)でご意見があるということで、チャットが入っておりますが。先生お願いしてよろしいですか。

**針谷委員** はい、お願いします。針谷です。これ、方針を作っている段階でも男女平等参画の視点に立った防災・復興体制って、具体的にどういったことなんだろうかっていうのは、委員の皆さんの考え方がいろいろあって、なかなかこうだっというものがでていなかったように思うんですね。今回策定時16.3%から、6年度の評価時が6.7%に減ってしまったということは、ここの評価案に書かれているように性別や性にこだわってって場合でなく、とにかく防災の視点を、防災復興対策を中心にしましょうってやってきて、ある程度のところまで来ているところに加えて、男女平等の視点を更に乗せていくということの表れなのか、そもそもそのやっていること自体が拘っていなさ過ぎて問題なのかっていうところが、ちょっとこの評価のもの、ここで分からないなっていう気がしました。ですので、今後は担当課とよくご相談いただきながら、どういう点が必要なのかっていうことを求める必要があって、ここの評価(案)のとおりで私はいいいんじゃないかなと思います。以上です。

**手打会長** ありがとうございます。あと、リモートの方で参加されている方、ご意見他にありますか。

**木村委員** 女性の視点ってじゃあ具体的に何なんだろうってことなんですけど、例えば防災用品に生理用品が欲しいとか、赤ちゃん子どものこととか、それって女性が気安くこういう意見ってどんどん入れていくような、気付きや段々平等ってことで入ってきたんだと思うんですけども、例えば男女平等っていても、男性の方が力があつたり、いろいろありますよね。ただそういったのは、いろいろ協力し合っただけなんですけども、女性特有の視点はじゃあ何なんだろうって曖昧で、今言ったふうに具体的に言うと分かりやすいことだと思うんですね。あと、ジェンダーということで、着替えるときに体育館で避難した時に、囲いがないと恥ずかしいとかトイレの問題とか、そういった具体的な細かいところを女性の視点独自で入っていくっていう、そういうふうな考えを浸透すれば平等っていうかたちで、女性もどんどん意見出していこうっていう意識になるんじゃないかと思う

ので、曖昧でじゃあ何なんだろう女性の視点っていうのは、もうちょっと具体化していくと見やすいかなと思います。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** まず前回の会議で何やってるか分からないよねってところも最初ありましたよね。

**木村委員** いろいろ情報があって、していくうちにこういった意識が高まっていくんじゃないかと思うんですよね。

**手打会長** 文言としては、もうここは。

**木村委員** 文言はいいです、皆浸透していると思います。いろいろとテレビでも、こういうやって壁が、着替えるときにはこういう時はこうだっていうマスコミでも言ってますので、そういった視点がどんどん入ってきてるとは思います。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** あとはこれ、2回目だったかもしれないんですが、この結論って数値が感じていないという評価でしたけど、そもそも分からないというご意見自体が全体で52%、男性が53、女性が55ということで、もしかしたら今、木村委員が仰られたように、女性の視点ってじゃあ何なんだっていうところがまず、答えてる女性ももう、そもそもそれが分からないっていうのが、もしかしたらあったのかもしれないですね。なので、より例えば、針谷委員がこのままだもいいんじゃないかっていうご意見もいただきましたけれども、より具体的な女性の視点を入れた防災対策がどうあるべきかみたいなのを、ただ評価ですからここで提言入れちゃうとまた変になるんですよ。

**針谷委員** すいません。針谷です。あくまでこれは今回の評価(案)であるので、今後については、ここで後ろの方に、特に女性が困った点など調査検証し、男女平等参画の視点や多様な要件に基づくニーズを把握してというふうに、もう具体的に書かれているので、今回についてはもうこれをいろいろと変えることは難しいような気がするんですね。それと、今お話があったように、ちょっと分からないって声も大きかったっていうことも、それは変えてもいいのかもしれないですね。男性と女性差があったっていうふうになると、ここだけ見ると誤解が生じるので、ちょっとその辺りを入れてもいいのかなというふうには思いました。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** ありがとうございます。計画目標に届くことが更に困難となっている、そうですね。分からないは50%あったということは、どこかに入れさせていただきたいと思います。多分、この特に女性が困った点など調査検証し、というところに絡めて、意見として分からないというご意見、区民の意識が高かったみたいな、感じですかね。

**針谷委員** そうだと思いますよ。

事務局(男女平等推進プラザ長) ありがとうございます。

針谷委員 はい。

手打会長 分からないというところが残っちゃうと、そこをもうちょっと解釈するならば、要するに、女性ここでいう、女性の視点っていうか、男女平等っていうことに立った具体的な理解ですよ、まだまだ十分浸透していないんじゃないかということ、その位の表現の方が良いんじゃないかなと思います。

事務局(男女平等推進プラザ長) ありがとうございます。

手打会長 よろしいですか、このところは。それでは続きまして、施策の今度は(4)に入りますか。女性の就業・登用・企業の機会拡大の評価のところですね。ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。特段のご意見がなければ、このところはそのままということで、進めたいと思います。それでは続きまして、施策の(5)ですね。ワーク・ライフ・バランスの実現に入ってまいりたいと思います。ご意見がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。それでは施策(5)につきましては、特段ご意見ございませんようですので、続きまして施策の(6)ですね。子育て世代・介護者への支援に入ってまいりたいと思います。

榎本さん、退席される前にご意見ございますか。ここに限らないで。

榎本委員 一つ気になっていたのが、乳がん、施策(9)ですね。以前よりはパーセンテージが上がっているのかなと思いますし、いいのかなと思うんですけども、まだまだ検診自体も2年に1回ですし、それを1年に1回にしたいという気持ちがすごく強くて。あとはコマーシャルでもやっているんですけども、12歳から受けましょうというのがあるんですけども、もう少しなんて言うんですか、何歳の人達が、何十代の人達が受ける可能性が高いのかとか、それが気になっていて。うちの娘ももうすぐ40になるんですが、なかなか受けに行かないんですね。ちょうど今子どもが2歳で時間がないうつうふうには言うんですけども、何かきっかけがないと行かないものなのかなっていうのがちょっと気になっていて、このパーセンテージには低いのかなと思うんですね。

手打会長 なるほどね。もっともっと高めていく必要があるんじゃないかということですね。その為の啓発ってことね。

榎本委員 もっとそういったところ、啓発していきたいなって気持ちがあります。

手打会長 分かりました。ありがとうございます。

事務局(男女平等推進プラザ長) 一ついいですか。今回、情報誌の51号を配らせていただい

て、お家でごゆっくり見ていただきたいんですが、7ページですね。こちらの7ページに今回テーマといたしましては、男女雇用機会均等法の40年ということで意識と啓発に絞ったものになります。こちらですね、健康の変化というところで、台東区の場合、健康は健康で部署がありますので、健康たいとう21推進計画というのが3次計画で、2025年ですから今年度から始まっているものなんですが、平成12年には60%という目標掲げて担当課の方で頑張っておりますので、一応そのご意見は担当課には伝えさせていただいて、私共で作ったものに関してだと達成としか、そうですね、令和6年度は50%だったので、健康たいとうのサイクルとこちらの方が、こちらが第5次計画については平成2年3月にできたものですので、もうちょっと前のものであったので、今区の方は60%目標に担当課の方で頑張っておりますので、一応その点だけご説明させていただきます。

**木村委員** 今サザエさんの中で、明治安田生命のコマーシャルで受けられるんですよっていうのをやっていて、生命保険会社がそうやって啓発して、タイコさんにも教えなくちゃっていうのが毎回毎回あって、素晴らしいなと思ってるんですね。だから親が言っても聞かないから、学校の先生とか先輩とか、経験した人から大変だよ、受けておいた方が良くって身近な人から教育的なことだと受け入れるかなど。親が言っても無理なのでっていう。そういう経験者のお話を聞けるような学校でのそういった場とか。

**榎本委員** 変な話経験じゃないですけど、行こうかって友達同士で行けたらいいなってことですよ。大人が言ってもなかなか行かないですよ。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** ありがとうございます。

榎本委員退出

**手打会長** それでは続けてまいりたいと思います。施策(6)につきまして、台東区の子育て世代・介護者への支援ということでございますけれども、一応達成されているということなんですけれども。よろしいでしょうか。何もご意見なければ、ないというか修正等なければ。はいどうぞ。

**高野委員** 個人的な質問になるんですけど、広報たいとうとか見ていると、結構子育て支援すごく手厚くされているなって印象があるんですけど、思ったより評価が上がってないなというのを感じていて、それって何か要因とかあるんですか。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** 甘えた言い方をすると、他の防災もそうなんですが、他の人権もそうなんですが、前、いわゆる区民の意識調査の捉え方っていうのが、前回でしたっけね、議論になったと思うんですが、今回得てしてすべて低い。全体的な評価として。なので、未達成が達成しても微増だったりとかっていうものが、結構多いかなっていうのは意識の中の回答で、ちょっとあるかなっていうのは甘えた考え。あとは何でしょうね、しやすいとか子育てサービスがあるのと、しやすいっていう部分において、もしかしたら行政と受益者というか区民の方のギャップがもしか

したらあるのかもしれない、そこはちょっと否めないのかなと。なので、どなたかからいただいた当事者にしか見えないニーズっていうのはかなりいい評価なのかなということで、思っております。あとは知らないとかっていうのは、やはり多いかなっていう、ただそうすると、PR がなんとかって出てくるので、問題とどんどんずれていってしまうかもしれないんですが。実際利用者とかその答えた方がしやすいか、サービスはあるけどしやすいのか、そのギャップというのがあるのかなっていう、その辺かと私は思っております。

**高野委員** ありがとうございます。そうですね。子育てしている方とかで、30代40代位の方だと、もうほぼ共働きが殆どというかたちなんで、やっぱり子どもが預けられないっていう問題がかなりあって、結構チケットにも制限があったりとかするので、託児所とかの。そういうのをもっとももっと厚くしてほしいっていうご意見とかをよく伺っているの。かなり台東区でも増えては来ているなどは思いつつも、なかなかやっぱり、それより先にニーズの方が増えて来てるっていうのが原因なのかなというふうに思っていました。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** 利用したいとき、例えば病後児保育とか、そういったものとかもあるのかなと。一応待機児童は今のところ台東区ではないとあっても、それこそでもそれは保育園のことであって、それこそ小1の壁とか。あとは、どうしても学校で早く子どもを登校してもいいよとかってあるかもしれないですけど、やはり急に熱出たとか何とかとか。そういった意味においては、どこまでが限度もきりがないので、行政とか学校とかどこまでが対応できるのかというのがありますけど、今子育てするのも大変ですからね。それこそ共働きで、キャリアを持って働いていらっしゃる方が多いとなった時に何が区が出来るのかっていうのは、こちらの方も次世代の計画で引継ぎの課題なのかなとは思っております。

**手打会長** よろしいですか。今の、ちょっとずれちゃう話なんですけど、実は同じような、つくば市でも保育所の保育時間っていいですか、働いているお母さんたちにとっては、預けても中途半端な時間でしかない、だいたい8時くらいから終わりが公立ですと3時位で終わっちゃうっていうんで、私立とか認定こども園ですと6時とか7時とかありますけど、そういう意味で公立保育園がなかなか預けにくいという話を聞いたことがあるんですけど、台東区では公立の保育園ってあるんですか。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** すみません。そこまではネットで調べないと。

**手打会長** 関連して今出たものですから。自分の地元との比較でって意味で。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** いいですか、すみません。

**手打会長** はい、構いません。

**木村委員** ないと無理、5時に迎えに行ける、4時に迎えに行けない。

**高野委員** 大きいですよ。途中で会社を抜けられないとか。

**木村委員** 延長保育でお友達の子がですけど、延長保育用に保育士じゃないんですけどお手伝いに行って、保育士が足りないからそういうパート的な。

**高野委員** 結構社内だと、自社の話にはなってしまうんですけど、管理職になる女性が年齢がちょっと下がってきているんですよ。そうなるとやっぱり、子育て世代とぶつかっちゃうっていうんですかね。自分が子どもを持ちたい時期とキャリアが本当にぶつかって、悩んでいる子がすごく多いなど感じるの。そこで制度が手厚くなると、キャリアも諦めず子育てもできるというかたちがとれるんじゃないかなとは感じています。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** それ結局最初に、池谷副会長からのご質問があります、女性活躍推進法の部分においての制度の補完っていうのがあるかと思うんですけど、ただ制度が出来たからといって、なんて言うんですか、自治体によってその辺が違う、そうなったら、道一本挟んだあちは良いのにとかそういう部分もありますので、やはり台東区だけでなくそこはもう、国全体というか、なるたけ子育てしやすい国にしていくのっていう観点なのかなとは思っております。

**手打会長** それでは、よろしいでしょうか。先に進めさせていただきます。施策の今度は(7)なんです。配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護というところですね。これも先程と同じようなことなんですけど、21.2%という、減少してるということは、評価できるんですかっていうか、どういふふうにはこれは見るんですかね。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** これも3回目の時に議論になったと思うんですけど、富永先生の方から改めて、もし、ご発言追加いただければ。いかがですか。大丈夫ですか。

**手打会長** 富永さん、聞こえています。

**富永委員** はい、聞こえています。

**手打会長** 前回と同じようなことを僕が質問してしまったんですけども。この数値について、ご意見ありますか。

**富永委員** 被害経験がある、のところですよ。これ、昨年度中に被害経験がある人の割合、そういうことではないので、例えばこの台東区から被害の経験のある方が転居するなどでいらっしやらない限りは、減らないはずだというふうには推進委員のところでも申し上げた記憶があります。指標そのものをもう少し検討する必要があるなんていうふうには意見申し上げたと思います。

**手打会長** 被害経験がある人の、そういう聞き方じゃないってことですか。

**富永委員** はい。被害経験があるというふうに回答をする人は、その方が台東区からいなくならない限りは減らないはずですよ。なので、指標そのものに問題がある。だから、過去3年の間とか5年の間とかっていうふうに期間が区切られていれば、減っていく可能性は勿論あると思いますが。

**木村委員** 経験がある人は継続になる。

**富永委員** 一度でも経験をすれば、経験がある人なので、ということ。

**手打会長** そう、なるほどね。期間限定にすれば、もうちょっとはっきりとした実態が見えてくるっていうのは、これだと分からないということですね。

**富永委員** はい。5～6%減ったというのは、台東区から例えば転出されたとか、そういうことも想像できるかなっていうふうに。つまりこの指標で、この数値では、台東区内のドメスティック・バイオレンス(DV)の被害経験がある人とあるべき人の被害、加害が減ったというふうには言えないんじゃないかと。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** 前回は申しあげたとおり、結局不作為で数千人取りますので、そこが結局、その人にたまたま当たった、当たっていないってことになるので、そこで右往左往せざるを得ないとなると、指標の例えば相談件数でDVが件数がどうだったとかっていう方が、台東区にDV相談の認知した件数とかであれば、まだ今のようになんかちょっともやもやした判断というのは少し減るのかなとは思っておりますが、ただ、繰り返しになりますが、来年度から第6次計画がいきますが、もう指標でそれになっていますので、補完するようなかたちで持っていくのかなって、最終的な評価に関しては。

**池谷副会長** すいません、その点で1点、記憶に追えないので教えていただきたいんですけど。第6次の計画を作った時に、この基本目標に対してこの評価指標がどうかって議論をここでやった記憶がないんですけど。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** 私も調べて見当たらず。

**池谷副会長** そうなんですよ。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** だから、なんでかなってというのが、そのまま多分、ずっと聞いているからっていうので。

**池谷副会長** 結局この指標じゃおかしいよねって話を毎年ここでして、でも次の計画つくるときにじゃあどんな指標にしようかっていう議論を私たちはする機会がないっていう仕組みになってますよね。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** 答申出たから、どこでそれをとというのが、私も困ったなど、とても思っているところでございまして。

**池谷副会長** 次の6次も確かに DV の被害経験のある人の割合っていうのは数値目標に入っているんで、この問題は多分乗り越えられないというのがありますよね。ちょっとその決定のプロセスにやっぱり私たちも評価をする以上は議論をしたいっていうふうには思います。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** 国の方でもいわゆる内閣府の方で、多分来年度、作られると思うので、その辺り。ただ、あとは経年のその評価っていうのは勿論、ただ、これ自体の指標自体がもう、第3次計画からあるもので、つまり、平成21年の時からずっと繰り返していますので、言い方はよくないんですけど、DV の質だとか内容だとかっていうのはやはり、普通だったら解消していけばいいんでしょうけど、どうしても認知件数という部分において、平成21年の頃に考えたものと変わってきているのではないかということとは否めないのかなど。なので、結局毎回、その議論になる富永先生の仰るとおり、そのものっぽいんですが、補足ということでの評価をしていていただいた方がいいのかなど思っております。本当に肝心なことは何かということが検討できないまま、そっちの方に話がずれていって、誠に皆様方には申し訳なく思っております。

**手打会長** ということは、ですから、台東区区民意識調査にこういう項目が入っている訳ですよ。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** はい。

**手打会長** ですから、区民意識調査の作成っていうか、その文言は。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** はい。

**手打会長** 調査項目っていいですか。それはここじゃないですよ。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** 細かいことは、台東区の職員というか、人権男女共同参画推進委員会っていうのが多分あるので、最終的にはそこでオーソライズされると思うんですが、基本的にやはり経年ということで同じことを聞いているんですね。例えば、コロナがあったのでちょっと増やしましたとか、ただ富永先生が仰っているとおり、減っていくのは本当、区から出ていかない限りは事実的におかしいけれども、ただ調査の対象が同じな方ではないので、その部分で区民調査のこの指標じゃあ、上がったのが下がったのっていうことに関しては、問題の本質がずれてってし

まうのではないのかなというの、今までの皆様方の議論であったものかなとは思っております。

**木村委員** DVの捉え方が個々違うと思うので。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** そうですよ。なので。

**木村委員** 精神的も入るんだよとか、こういうこともDVの一種となる、そういうの受けたことはある、そういうのがあれば、ああ受けたことがある、けどDVって暴力じゃないっぽいみたいな感じだと、逆に数値がちょっと分からないですね。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** なので、被害経験というよりは、相談でしかないのかなっていう。

**木村委員** 我慢してる人とか、出てこないですよ。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** ただ、そこはもう。

**木村委員** これ数字。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** 数字では出せない。本人が認知して相談っていうのであれば区の方でも把握できますが。実際に被害があったかどうかっていうのは、本人が認知していないことには出てこないですよ。どうしても評価としては何かしらの数値目標というのができますので。

**手打会長** ですから調査ってね、やっぱり文言を変えちゃうと比較できませんからというのは前提としてあるとして、補足的に今、仰ったようなですね、ここにもうちょっと裏付ける何かですね。ような調査項目なり、或いは別の調査っていうのが必要かもしれませんね、相談件数とかね。そういうところの方が基本的には把握できると思いますね。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** ひっくり返すようですけど、木村委員が仰ったように相談件数がイコール実態かと言われると、勿論それはそのとおりではないのは重々認識しておりますが、実態どうやって把握するんですかっていうのはなかなか。

**木村委員** 具体的にこういうのもあるんだよって理解したうえで具体例が、私も該当するかもしれないってあるかもしれない。

**手打会長** 或いはね、いろんなデータを集める中に、警察のデータというのは勿論、必要なんじゃないかと思うんですよ。

事務局(男女平等推進プラザ長) ちょっと警察でどのようなかたちで出しているかが、結局は警察で傷害で括られちゃうのかなんなのか、そこ自体も分かってないので。データありますか。

事務局(男女平等推進係長) 警察は各所管で今年度 DV 件数どの位っていうのは、浅草警察、蔵前警察、下谷警察、上野警察とかそれぞれ把握はしている。

手打会長 各所管毎に。

事務局(男女平等推進係長) 各所管毎に。

手打会長 ああそうですか。そういうデータがあるとね。

木村委員 警察相談ってすごいハードル高いですよ。相談するのに勇気がいるっていう。

事務局(男女平等推進係長) そうですね。警察に相談する件数って、すごく事件化してるというか、物凄い暴力案件とかそういうものなので、いわゆる国の方でも今DVで一番多いのは精神的DVって言われていて、そういったものの方はあまり警察の方には相談しないで、警察の暴力系、DVとかストーカー、デートDV、そういったものが表してるかっていうのはちょっと違うのかなと。まあ、でも、参考にはなると思います。因みに警察、警視庁とかの相談件数は、横ばいで全く上がっていないですね。

事務局(男女平等推進プラザ長) 事件はあっても横ばいという結果なんですね。取り込みの方向性としては、相談業務の充実とか安全性確保とかっていうことも取組になりますので、区の実態が分かるような何かしらのをちょっと工夫をさせていただいてということよろしいでしょうか。

手打会長 じゃあ、その方向でお願いします。それでは施策(8)の方に入ってまいりたいと思います。あらゆる暴力の防止への取組というところですけども、これについてもそうですね。

木村委員 ここにある、子どもたちを犯罪、本当にスマホ、どっかの国でスマホ持たせないとかやってきましたよね、子どもに。本当にどこまで守れるかっていう、仲間外れとかいろんな意味、犯罪対策、本当にこれからの世の中、どこまでスマートフォン、SNSと戦いという。欲しいみたいなんですよ、いろんなものが。殆ど皆やってるって言ってきましたよね。

手打会長 いかがでしょうか。

富永委員 すみません、富永です。

手打会長 はい、どうぞ。

**富永委員** この評価指標も先程と同じ問題を抱えていて、この評価指標は経年の変化を追うために変えられないということですので、何か今後これで評価をする際には、やはり傍証というか異なるデータを意図的に引いて評価していく必要があるかというふうに思います。先ほどのドメスティック・バイオレンス(DV)もそうですが、セクシャル・ハラスメントについても、被害を被害だと認識する、逆に言うと啓発が進んだ成果っていうふうに捉えられるために、その被害経験があるっていうふうにお答えになられる方が増えるってというのは、逆に言うといいことかもしれないという局面もあるので、セクシャル・ハラスメントの被害経験についての相談件数であるとか、そうしたものをそれもまた減少であるとか、どういうふうに捉えるかっていうような検証が必要なんだというふうに思います。

**手打会長** どうもありがとうございます。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** 山野井係長(男女平等推進係長)、ストーカーの相談とかっていうのは、警察であるのですか、何か。

**事務局(男女平等推進係長)** ストーカーの案件も統計は取っている。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** セクハラもそうですけど、取組の方向性でハラスメントとして、数出しやすいのはストーカー行為のなんとかっていう方が、もしかしたら出しやすいのかもしれないので、ちょっとそこはどういう資料があるのか、確認させていただきたいと思います。

**木村委員** 身近に相談、本当に自分だけってというのが一番怖い。知らないっていうことが、一つの情報だけで。本当に相談って、友達とかコミュニケーションできるといいですね。

**高野委員** これって、こころと生きかたなんでも相談は、セクシャル・ハラスメントとかの相談ってあるんですか。

**事務局(男女平等推進係長)** セクシャル・ハラスメントの相談はあるんですけど、多くはないですね。

**高野委員** そうなんですね。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** 本日ご欠席ですけど、それこそ労働情報相談センターとか、ただ、台東区だけで数値が出せるかどうかとちょっと分からないんですが、そういったところからも広く、何かしら判断しやすいというか、ものがあるかどうかはちょっと確認して、何が良いのか、何で判断すべきなのかっていうのをご検討いただくのかなと思っております。

**手打会長** よろしいですか、ここのところは。もうちょっといろいろ関連するデータを見て解釈、見ていく必要があるということですね。続きまして施策(9)ですね。生涯を通じた男女の健康支援のところで、先ほど退席されました榎本委員からは受診率高めるような何か工夫をね、とご意見いただきましたが、他にいかがでございましょうか。これは非常に差がつく、ちょっと気になったのはですね、評価指標が乳がんと子宮頸がん、これは女性の方々からとって見ればこういう検診、これは取組っていうのを強めていくってことは勿論なんですけれども、これと同じように男の方はないんですか。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** なくはないですし、施策(9)が男女なのになっていうのはたまに思っております、個人的に。健康たいとうの方では、年代に分かれていわゆる乳児期から始まってとか、成長期であったりとか、いわゆるAYA(アヤ)世代とかいわれてたりとか、高齢期とか。いろいろありますので、じゃあ全体的な人がとか区民がどの時点でってというのが切り口として難しいから多分、女性の健康でというので、これでずっといっているのかなと思っておりますが。

**手打会長** そのとおりで。確かに大事だと思うんですよ。ですけど、同じように、男だと何かなと思うんですよね。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** 何がいいのかなというところですよね。

**木村委員** これってあの、検診受けに行く子どもはじゃあ預けるなりだとか、例えば介護施設へだとか時間がないとか、あとは会社で受ける、そういう区でやっていて受けていいののか、それとか、行きなさいと言ってくれるけど休まなきゃならないとか、皆行っている間に子どもはどうする、介護の親はどうするとか。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** あとはその健康、いわゆる健康診断受診率とかっていうことになるのかもしれないんですが、結局会社勤めの人、国保の人っていうことで、なかなか受診率は出しにくい、健康たいとうで、そうですね、健康たいとうで受診率がないかな、ちょっとぱっと見、受診率だけで勝負がなかなか厳しいですよね。いろんなところで健康診断受けられるので。

**手打会長** そうですよ。それでまた、僕の地元の方で言いますと、確か高齢者になると市からですね、胃がんとか、それから、それを含めた要するに人間ドッグも含めてですね、そういう割引券とか無料券みたいなものが来るんですけども、そういうの台東区には。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** やっています。

**手打会長** ああ、じゃあ。男女に関わらず受診率がどの位かっていうのは分かる。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** 歯科検診に関しては、特に健康診断の中で歯というのはない

ので、区民、いわゆる会社での検診で歯科はないので、そこはかなり、会社に勤めてらっしゃっても務めてなくても、というのは挙げ易いのかなと。

**木村委員** 年齢は。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** 年齢がそれで、年代によって毎年だったり、隔年だったりとかいうのがあるんですが、ただ、20か30か、いわゆる学生年代っていうのはないですね。今、健康たいとうの概略版しか見ていないんですけど、そんな記憶があります。あとは皆様方も仰ってるこのころの健康っていうんですかね、そういうものとかもあるので、これもなので健康たいとう、こちらもただ5年毎の数値なので、じゃあ何が台東区で毎年数値出しているのか、こちらに関してもう少し調べさせていただいた上でご提案かなという感じですかね。あとは、運動習慣してますかとかっていうのも出てきたりもするので、いわゆる健診だけでじゃあいいんですかっていうのが、また今度深堀ってきてしまうので、はい。

**手打会長** 何れにしても、僕が今申しあげたかったのは男女っていう見方を、女性の、それはそれで大事なんですけれども、男も女も含めてというようなところが入ってくるといいかなというふうに思うんですよね。

**木村委員** 年齢別の男性女性は。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** そうですね、こちら平成20年代の時から検診と内容がずっと同じなので、多分そのまま、横引いているんだと。ある意味良いことかとは思いますが、前みたいに女性が、女性がついていうことじゃなく、あくまでも男女平等、ジェンダー平等ということで、内容も変わってきておりますので、そういう視点というのは大事なのかなと意見をいただいて思いましたので、変えられない部分でないところとか、何か工夫、正しい評価をしていただけるように工夫出来ないか、こちらでも検証させていただきます。

**手打会長** 他にいかがでしょうか。それでは、次の施策の(10)ですか、困難を抱える方への支援の充実というところに入ってます。これも解釈のしようで、ここも先程のDVも含めてですね、増加しているってことはマイナスが減って、そのところを積極的に評価を出来るかもしれないと、要するに守られていないと考える区民の割合が本来なら、目標としては減少させたいんでしょうけども、それが増加してるっていうことが意識が高まっている、反映っていうふうにも言えなくはないんですよね。今まで気付かなかった、気付くような、かもしれない、それはあくまでも解釈として、そういう面もあるかもしれないんです。富永さんいかがですか。

**富永委員** はい。勿論仰るように人権意識の向上が裏側にあって、人権が守られていない、例えば全多様性に関する人権保障が社会的な課題として共有されるようになったがために、そのおかげで人権が守られていないというふうに考える区民の割合が上がっていくというのは、勿論多方

ではそうだと思うんですが、この評価指標上はやはり、このように評価をしていくしかないのになっていうふうに思っています。

**手打会長** なるほどね。どうぞ。

**池谷福会長** すみません、文面のところなので本当に細かいところですが、赤字で加えていただいた『一方で、高齢者や障害者等の困難を抱える方に対する様々な支援や事業の実施状況については、概ね増加傾向であり、評価できる。』というところから出てくるのは、高齢者、障害者で、今後とも後に出てくるのが外国人とセクシュアル・マイノリティってところを「とも」でつなぐ、今後ともを「とも」でつなぐのは、私はちょっと危ういなって感じがしていて、つまり、高齢者や障害者に対しては様々な事業が実施されていく、今後は外国人、セクシュアル・マイノリティも含めてっていうふうにした方が、今とりわけ外国人の問題で様々な危うい状況が出てきているので、今後とも一緒に扱わない方がいいかなって感じがしました。すみません、感覚的なもので。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** ありがとうございます。

**手打会長** 今後ともじゃなく、今後は、っていうふうに。

**池谷福会長** 今後は、更になって、ことですね。外国人やセクシュアル・マイノリティを含めてっていう方がニュアンスがちょっと違う気がしたんです。高齢者や障害者のことは樹立してきている、今後は更に外国人やセクシュアル・マイノリティを含めてっていう方が自治体にも合うし、そこはあんまり一緒に入れない方が、一気につなげない方がいいかなっていうふうに思います。すみません、感覚的なものかもしれないです。

**手打会長** これは、ですから、高齢者や障害者についての支援っていうのは進んでいるけれども外国人やセクシュアル・マイノリティはまだまだ不十分だっていうことがこの背後にあるということ。だから、同列に扱わない方がいい。

**池谷福会長** 若干やっぱり対象としてきた期間だったり、内容が同じではないんですよ。

**手打会長** 今の池谷さんの今後の具体例にして。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** 更にということで。一応ですね、来年度から生涯学習センター4階プラザ戻った時に、多文化共生担当、今同じ人権・多様性推進課で行っているんですが、そちら側の部署というか、相談、常設する相談とかそういうものが、プラザの中に入るといって、プラザの部分の一つとして行いますので、これに関して外国の方がどうなるかってことは申し上げにくいんですが、先々、数年経って相談だとか、いわゆる共生社会の拠点の一翼を担うところにプラザがなってきますので、そういった観点において、そうですね、いきなり来年度すぐっていうのは多分、

半年も満たないので目に見えた形にはならないかとは思いますが、そういった観点で引続き見ていただくことも可能なのかなと、その「更に」な部分において、と思いましたので、ご参考までに申し上げさせていただきます。

**手打会長** じゃあ、いいですか、このところは。それでは、施策(10)については、若干文言を変えていただくということで。それでは、ジェンダーの視点による区政運営の推進というところで、ご意見ございますでしょうか。リモートの方々はどうですか。ご意見等ございますか。特段、ご意見はないようですので、それではですね、ここは終わりにして最後に総評のところへ、一番最初のページにあります総評のところの文言につきまして、ご意見があれば伺いたいと思います。総評(案)については、よろしいでしょうか。よろしいですか。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** はい、では4行目か5行目のところで、赤字のところ「より積極的に行うこと」で修正はさせていただきます。すみません。

**手打会長** それでは、本日、検討してまいりました『令和6年度(2024年度)進捗状況に対する評価(案)』については、若干の修正等もごございますけれども、確認できたということで。

**事務局(男女平等推進プラザ長)** 一応こちらの方で、事務局で確定させてしまってもよろしいですか。

**手打会長** 今回をもちましてですね、総評は確定ということになりましたので、一応、本日のメインの議題はここまでということで。議題(3)その他ということで、委員の皆様には事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

### (3)その他

**事務局(男女平等推進プラザ長)** では、いつものことなんですか、第3回、前回の議事録、すいません遅くなりましたが、先週メールと郵便送らせていただきまして、特に本日までご意見いただいておりませんでしたので配布はしておりませんが、第3回の議事録、悉皆のものに関してはホームページ掲載させていただきます。あと、本日の議事要旨、あとこちらの評価につきまして、7年度に評価したということ出したいので、明日で年度末になってしまいますので、修正のうえ掲載させていただきたいと思います。あと、こちらの会議をもちまして、繰り返しになりますが、第5次計画の評価は終了となります。あの、次回はまた、6月位かとは思いますが、昨年、ちょうど1年前ですね、に策定していただきました今度6次計画、紫色の表紙の冊子に今度なりますけれども、そちらについて評価をいただく、その多分実績、区役所の実績に関しては今までどおりな感じで出していて、その時点で何が課題だとかっていうのを出していただくのかなと思いますけれども、また日程につきましては、来年度までは現委員の皆様方となりますので、会長、副会長と相談のうえ改めて開催通知を送らせていただきたいと思います。進め方とかその辺りは、あとはどうしてもやはり課題で見えてくることとかは、やはり前回と同様今回も引っかかるころだと思っておりますので、そこにつ

いても改めて見ていただいて。あと6次計画についても枠組みが基本一緒ではありますので、どうじゃあ評価の、今回のこのかたちではなく、せっかく6次になりますので、枠組みは一緒だとは思いますがけれども、その何に対してどう評価してくのか、特に区民意識調査だとか5年毎になってきますので、特に区の実績だとか、そういったもののいつもの厚いやつですね。あれでじゃあどう評価していくんだというのがちょっとあるかと思しますので、次の者に委ねたいと思います。

**手打会長** それでは本日の会議は以上をもちまして、終了となります。皆様ありがとうございました。

4 閉会

以上